

月例総会議事録

1 招集日時 令和4年3月17日(木)

2 開会日時及び場所

令和4年3月17日(木) 午後1時45分

防府市役所4号館3階 第1会議室

3 閉会日時 令和4年3月17日(木) 午後3時10分

4 委員氏名

(1)出席者(17名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (5番)木原 伸二
(6番)倉重 俊則 (7番)小山 巽 (8番)田村 正信 (9番)光井 憲治
(10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (13番)熊安 悦子
(14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌
(18番)横木 勉

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 農地振興係長	矢石 芙葉
” 書 記	富永 大志郎
” 書 記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

議案第18号 非農地判定について

報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第19号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第20号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第21号 農地法施行規則該当転用届について

報告第22号 現況証明書の発行について

報告第23号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

13番 熊安 悦子委員

14番 末廣 儀久委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。ただいまから令和4年3月の月例総会を開催いたします。

本日は、全ての委員さん御出席でございます。防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶頂いた後、議長としての議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。いよいよ春作業が本格する時期になりました。これから忙しくなるとは思いますが、農業委員会の業務もしっかり力を入れていただいて、今後とも協力をお願いしたいというふうに思っております。

国のほうも、今、人・農地プランの法制化に向けて動き始めてます。今までも十分に皆さん方には力添え頂いておるところですけれども、ますます農業委員の果たす役割が増えてまいります。中間管理事業もこれまで出し手、受け手が交互というのが基本でしたけれども、それが見直されてあくまでも地元で話し合っただけという方向になってきておりますので、ますます皆さん方に頼らないといけないことが増えてまいります。これから10年間地域の将来をマップに落とすというこの作業をこれから進めていかなければなりませんので、よろしくお願いいたします。現在、上右田、今、植松のほうも将来に向けて圃場整備、組合法人の立ち上げに向けて協議がなされておるところでございます。あと残されておりますのは、西浦と上地ぐらいいですか、この辺のところを特に将来をどうするかということを描かなくてはいけませんので、担当の委員さんには特に御協力をお願いしたいというふうに思っております。

また、市のほうも先回出しました要望書の回答が来ております。十分に建議の内容が反映された予算になっているかといえば疑問なところもあります。これは後から改めて説明があると思いますが、とりあえず法人に関しては割と手厚い予算が組まれておるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、ここ見ますと要望が必ずしも実現されたという形になっておりませんの

で、目を通していただいてまた御意見を聞きながら今後の要望に生かしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、13番の熊安委員さん、14番の末廣委員さんをお願いします。
よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第13号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからで、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請についてですが、今回の申請は6件になります。目的については、所有権の移転が5件、使用貸借権の設定が1件です。譲渡理由については、高齢のためが2件、交換が2件、耕作困難が2件で、譲受理由は、耕作規模拡大が2件、交換が2件、新規就農が1件、農地の拡大が1件となります。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第13号の1は、規模拡大を目的とする所有権移転の案件です。

3月8日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

申請地の場所は、植松の——のほうで佐波川の近くにあります。

譲受人は、一年前に農家住宅を購入して植松地区に移ってきた方です。去年は1ha以上の水稻を作付しておられます。譲渡人とは御近所同士で何とか面倒見てくれないかと今回頼まれ、申請となりました。

それでは、農地法第3条第2項に基づき調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、勤めに出られていて土日中心ですが、奥さんが専業で作業されています。

下限面積はクリアしており、地域との調和要件も問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆さんの御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番の横木です。2番から3番、同時に進行したいと思います。

また、これは交換ということであってちょっと聞いておられる方も紛らわしいと思われるので、固有名詞、名前を出させていただきます。

13号の2番は、所有権移転の申請です。

現地確認及び申請者への聞き取りを3月11日に行いましたので、報告します。

現地は、資料の6ページをお願いします。

ちょっと分かりづらいかと思いますが、この地図の右側から左に走って左下に白い空白の部分が多いところがあります。これは佐波川になります。その佐波川を真尾から鈴屋に行く橋、今新しく建て替えておられますが、工事は途中でですけど、その橋の手前を———になります。

譲渡人、これ———ですけど、この方は———にお住まいで、曾祖父の時代には真尾にお住まいでしたとのこと。そのためか、宅地とか農地が点在しています。

7ページの申請地———は———の農地です。その農地の続きに———の所有する農地、ちょうど真ん中、——と——が2町あります。その田んぼに入るにも進入路がないために、———のこの田んぼを通らせてもらって保全管理をされています。

ちょっと飛びますが、11ページ。この田んぼは、譲受人、———の所有の農地、———です。それは、———宅に面していて、この農地と申請地、今のいう———と交換して———に進入路をつけて、———、——と——の田んぼに入れるようにしたいということでした。

それから、13号の3番のほうでは、これは聞き取りを3月10日に行いました。

現地は、先ほどの7ページの———の———の所有地の農地から東へ———程度行ったところです。

11ページの申請地、———は、———の農地ですが、以前より譲受人、———が譲渡人から借地として耕作されていました。今回、この7ページの———名義の———とこの農地を交換することが要望されましたので、応じられたとのこと。

この農地法の権利の移動に制限する事項ですけど、御兩人とも今までどおり農作業されますので、割愛したいと思います。

皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 それでは、議案13の4について説明します。10番の吉本です。

1ページの4と資料のほうは13ページからになります。

本議案は、田島地区、ちょうど————のほうなんです、——という方が随分前から持っておられたんですけど、今もう——に行ってるんで、——がもう10年以上作付をしていらっしやいます。この農地を今回、利用権の設定が切れるということで、買うてくれというふうな要望がありまして、今回買取りをしたということです。

それでは、まず3月9日に——のほうの倉庫と本人に確認をしにいったんですが、農機具等は、営農計画書にありますように、既にもう15町ぐらい作っておられるんで、機械はもうほとんどない機械はないぐらい持っとしてです。これも私の近くなんで意向は聞いたんですが、そのまま継続して耕作するということです。

——のほうは、————という方、これは実は名義を変えていらっしやるんですけど、——が——でまだいらっしやるんですが、その——と話ししたんですが、この3月13日の11時半からお話ししました。もうそちらの——のほうからこちらのほうに、郷里には帰る予定がないということで、今回売却をしたと、買ってもらうようお願いしたということです。

それによりまして、許可基準の該当表で審議をいたしまして、全部効率利用要件、これも必要な機械は全部そろっているということで、先ほど言いましたように問題はありません。

それと、4号の農作業常時従事条件、これについても既に、裏作の麦のほうを5町ぐらいやっていらっしやいます。稲のほうも14町ぐらい、これはほとんど試料用の稲の作付してらっしやいます。それと、地域との調和要件。これ、実は、16ページの営農計画書の下から2番目の地域の農業における他の農業者との役割分担の計画、斜線を引いていらっしやいますけど、年2回ぐらい川ざらいなんかするんですが、代理の方を出席をさせておられまして、地域のほうもちゃんとやっていらっしやいます。

以上のことから、今回の議案について全部クリアしておりまして問題はないというふうに地元の農業委員としては判断をいたしましたので、皆さん方の御意見があればよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案第13号の5は、第3条の規定による所有権移転の申請です。

現地確認と譲渡人それから譲受人への聞き取りを3月9日に行いましたので、報告をいたします。

現地は、資料の17ページ、申請地というふうに書いてあります。合計で5か所です。大きな地図が18ページ、県道の山口防府線の切畑地区の——という地区になります。

19ページ、20ページ、21ページは、それぞれ5か所の拡大の地図ということになっております。

農地の現況なんですけれども、5か所のうち、19ページの——、それから20ページの——、この2つはもともと水田ということで、昨年までは水稻の作付をしておりました。そのほかの3か所はこの21ページ、真ん中に宅地、——とありますが、その周りに——それから——、東側に——ですか、3か所の、これ全部畑です。それぞれの現況を宅地の北側と西側はかんきつ類とそれから柿それから栗それから梅、こういったものが植えてあります。それと、東側の——の畑、ここも半分くらいは現在耕作がされております。ニンニクが植えられておりました。そんな状況です。

この譲渡人なんです、現在防府市内のほうに在住ということで、ここの宅地というところに家があるんですが、今回はこの空き家とそれからこの周りの農地5か所、それから山林、これ全部含めての売買ということで、ここで審議するのはこの農地だけということになるんですが、この実家にもう住む予定はないということで、2年ぐらい前からですか、空き家バンクに登録されたということで、このたびようやく購入希望者の譲受人と話がまとまったということです。

22ページに譲受人の方の営農計画が出ておりますが、今回、ここの一番最初に書いてあるように、以前より農業に従事したいと考えており、このたび空き家バンクにてということで、非常に若いんですが、年齢が——、——でアパート暮らしということのようです。なぜ農業に興味を持ったかという話を聞いたんですが、この譲受人は現在——にお勤めです。その——の社長さんが自宅のほうで50aぐらいの田んぼを持って水稻を作られてるということで、仕事先なんです、時々その社長のうちに行って稲刈りとか手伝ってたようです。それで興味を持って、そこでできたお米が非常においしかったということで自分も農業やってみたいというふうなことを思ったと。どうもそれがきっかけで、空き家バンクから農地付のものを見つけたということで、今回この話がたまたまうまくまとまったということです。

そういう状況なんです、農地法第3条のこの権利の制限に関する事項に照らし合わせると、特に第1号の全部効率要件が現状では農機具を何も持っていないという状態です。本人は、トラクターそれから軽トラックはとりあえず買いたいと、その他の農機具は知人農家からの賃借で対応したい

というふうに言ってたんですが、とりあえずトラクター、軽トラックはすぐ買うなという話を私のほうしました。地域のほうで離農する人が結構いますんで、安いトラクターをあっせんしてあげるということで、そういう話をしております。

それから、草刈り機だとかそれ以外の農機具については、譲渡人が結構保有してるのがあるので、それを無償で譲ってしまおうというような話をしております。

いずれにしても、この譲受人は仕事をしながら土曜日、日曜日、休日とそれから平日の朝早い時間とか、そういったところを使って営農したいというような話をしていました。初めてということなんで、地域も含めてバックアップはしてあげようという話はしてありますが、本人は一応そういうことでかなり意欲は持ってるというふうに私は見受けました。

ここに書いてあるように、現在——なんですが、——とで行うということで、まだ日時までは決まってないようですが、一応そういう——がいるという話は本人がしております。

それと、農業やるのであればJA等には加入したほうがいいよということと、それから地域とのいろんな共同作業も含めた地域との付き合い、これが一番大事ですよというような話もしてあります。

ということで、今回のこの移動によって特に周辺農地との農業上の利用のほうに支障は生じないというふうには思っております。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを一応満たしてるんじゃないかなというふうにも思います。皆様の御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 いいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案13号の6番は、貸出人の農地を借受人が借り受けるという使用貸借による権利設定の申請です。

貸出しさんには2月23日に話を伺い、借受人、法人さんには2月25日、農地管理人さんとは3月9日、電話にて聞き取りましたので、その結果を報告します。

現地は、真尾——にありました——から——くらい北東の場所になります。

貸出人は、令和2年10月に主人から所有権移転をされていまして。去年、過去の許可案件の確認に行ったところ、コンバインが故障したとのことで耕作はされず保全管理をされている状態です。

借受人は、同じく——で、現在——さんに依頼し農地を3,400m²、約、耕作されていて、——給食用に提供されています。そのお米も3か月でなくなるということで、もっと農地を借りて安心安全な防府米を給食用に提供したいという思いがあるそうです。たまたま今回保全管理されている農地を紹介されて、借り受けられることにされました。

借受けさんが法人ということで、農地法第3条による許可基準と3つの条件があるそうです。

最初に、農地法第3条2項各号の農地の権利移動の権限に関する事項について説明します。

1号の全部効率要件ですが、農地管理人は防府の——にお住まいです。実家は——にあり、トラクター、コンバイン、乾燥機をお持ちで農業をされています。その農機具を借りて耕作するとのことでした。実際に、2月10日には1回目の荒起しが実施されていました。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

4号の農事作業常時要件ですが、実家のお父さんたちに手伝ってもらい作業を行う。必要がある日数については従事されるとのことでした。

下限面積要件ですが、満たしております。

6号の転貸禁止要件ですが、耕作を依頼されるので転貸禁止要件には該当しません。

7号の地域調和要件ですが、実際、——のほうでも水路の草刈り等にも参加され、真尾のほうでも環境保全会等に対応するとのことでした。

最後に3つの条件ですが、貸借契約による解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担の下に農業を行うこと、業務執行役員または重要な使用人が1人で農業に従事することについては、既に書類が提出されて受理されているとのことでした。

以上のことから許可要件を全て満たしていると判断します。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○6番 すいません、6番の倉重です。ちょっと環境保全会の話が出たんで、こちらの団体は環境保全会に入っておられるんですか。

○18番 そうです。

○6番 それと、あとちょっと田ということで水が気になったんですが、これは地図にはないんですけど、これは池とかあってお使いになるんですね。

○18番 真尾川の上流というか上田川なんですけど、そこから30cmぐらいの幅で引いてあるんです、その田んぼは。山寄せですから。そのところでは一番上流の田んぼになります。

○6番 これは、水利権との設計は全然問題ないんですか。水利組合とか。

○18番 はい、問題ありません。

○6番 分かりました。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

事務局、ちょっとひとつ説明しといてあげてください。学校法人が農地を持つということに関して、今までも5反ほどお持ちのようではございますけれども、これはあくまでも体験農場とかそういう形の所有が多いんですけれども、今回こういう生産という形になっておるんですけれども、こういった形の扱いになるのか、ちょっと皆さんに説明しといてあげてください。

○事務局 事務局からお答えします。

通常、学校法人であれば農業体験場ということで第3条の例外として所有権移転等を行うことができますが、このたびは学校法人のほうから給食用のお米を作りたいということで、体験農場ではないということでしたので、通常の法人さんとして農地を借りるということになりました。法人さんということで、法人ということであれば農地所有適格法人か一般法人かということになるんですが、学校法人なので農地所有適格法人には該当しません。であれば一般法人になるんですが、一般法人として農地を借りるということになりました。3つの条件は、先ほど横木委員がお答えしたとおりです。それによる農地の貸し借りのみが可能となります。

以上です。

○藤井会長 よろしいでしょうか。ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、議案第14号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は3ページ、資料は29ページからとなります。

議案第14号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は1件で、転用の目的は農家住宅の敷地拡張が1件です。

資料は29ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

それでは、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第14号の1は、申請人さんが住宅地拡張のため農地を転用したいという申請です。

現地を３月９日に事務局２名と中山委員さんと一緒に確認をしました。また、当日、申請人とのヒアリングも行いました。それから、翌日１０日に行政書士ともお話をさせていただきました。

現地は、牟礼中学校から—のほうへ——ぐらい行った——の北側にあります。資料の２９ページからですが、建前はそういうことになるんですが、資料の３１ページと３３ページを見ていただいたら分かりやすいと思います、実は家が建ってます。いつ頃からこういう状況なんですかという話をしましたら、もう２０年以上前からこういう状況になってますということでした。今回は、周りに太陽光発電の施設を造りたいということでいろいろ調べられてたところ、ここが無断転用になってるということで申請をされるということです。

３１ページと３３ページの図を比べられたらぴったり３１ページの外枠の緑のそこへはまると思うんですが、３１ページの図面で——、ここについては奥というか北側の家の道がないため道を確保するということで道を造ったんだそうなんですが、その後北側の家の方が別の道を造られたんでここが必要なくなって空いたんでということらしいです。今は差しかけみたいになってちょっと倉庫のような状況になってます。３１ページの右側のほうは車庫とか倉庫ができてます。

そんな状況がずっと続いているということで、ちょっとなぜそうなったかは分らないのですが、今この申請をされた方については農地法については全然知識がないということでしたんで、知識がなく今回法律に関わることをやろうとしたんで分かったということで、分かったからにはきちっと正しいほうに直したいということです。

農業は今のところはされてますんで、家の周りに田んぼがありますが全部耕作をされてます。きっちと管理もされてますんで、特に問題はないんじゃないかと思っております。

地元委員としては、特に問題ないと思います。皆様の御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、１４号の１番、承認いたします。

続きまして、議案第１５号、事務局説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は４ページ、資料は３５ページからとなります。

議案第１５号は、農地法第５条の規定による許可申請についてですが、今回提出された申請は１１件です。この１１件の転用目的の内訳ですけれども、建売住宅が８件、資材置場が２件、資材置場と駐車場が１件です。

受付番号１は建売住宅です。資料は３５ページからになります。農地の種別は、集団農地面積

0.2 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号2は資材置場です。資料は41ページです。農地の種別は、集団農地面積0.01 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号3も資材置場です。資料は47ページからになります。農地の種別は、集団農地面積1.7 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、2種農地と判断します。

受付番号4は建売住宅です。資料は53ページからです。農地の種別は、集団農地面積1.7 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号5も建売住宅です。資料は59ページからになります。農地の種別は、集団農地面積2 haの農地で、右田出張所から450 mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号6も建売住宅です。資料は65ページからになります。農地の種別は、集団農地面積1.7 haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号7も建売住宅です。資料は71ページからになります。種別は、集団農地面積0.37 haの農地で、右田出張所から330 mに位置する規則第45条2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号8も建売住宅です。資料は77ページからになります。種別は、集団農地面積3.6 haの農地で、右田出張所から270 mに位置する規則第43条第2号に該当する農地で、3種農地と判断します。

受付番号9も建売住宅です。資料は83ページからになります。種別は、集団農地面積1.6 haの農地で、いずれの法令にも該当しない2種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号10も建売住宅です。資料は89ページからになります。種別は、0.2 haの集団農地面積で、規則第43条第2号に該当する3種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号11は資材置場と駐車場です。資料は95ページからになります。農地の種別は、集団農地面積2 haの農地です。いずれの法令にも該当しない2種農地と判断します。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**藤井会長** それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○**12番** 12番、石田です。本案件は、右田の——近くになるんですけど、——から北側のほうに向かって100 m程度行ったところの田んぼになります。——所有の農地を——が取得し、建売住宅7つ建てようとするものです。

10日の木曜日に事務局と一緒に現地確認行きました。この辺一帯が水害時の浸水想定区域とい

うことで、この3月末までしか開発行為ができないということで、駆け込みで今回たくさん申請が出てるんですけど、その中の1つということになります。

地元委員としては致し方ないかなと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 では、審議に入ります。御意見のある方、お願いいたします。御意見ございませんか。

今回上右田、高井で上がるとる案件はみんなハザードマップにかかるところという理解でよろしいんですか。

○12番 そうですね。

○藤井会長 分かりました。ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、林です。議案第15号の2は、譲渡人の農地を譲受人が資材置場にする所有権移転の申請です。

現地確認を3月10日午前中に事務局2名の方と小委員長、計4人で現地確認を行いました。それから、11日の午後に譲渡人と譲受人の事情をお聞きしましたので、その結果を報告します。

資料は41ページから46ページです。

現地は、41ページから42ページと43ページ、あるように、大道の——地区というところですね。国道2号線の——の南側とっていただければと思います。——の北隣の——と——に挟まれた中洲みたいなところにあります。

譲渡人は、資料のほうにもありますように、——のほうにお住まいです。2年前に——されておられます。それから、登記地目は畑で、172m²と小さく、昔に——が耕作していた記憶はありますとおっしゃっておいりました。——は耕作をすることを見たことがないということで、現在に至り、放置状態となっていたそうです。——にお住まいされていることから、地元へ帰省することが少ないと、管理ができない状態で、このまま税金を払っていても経費がかかるだけなので、たまたま譲受人の土地と隣接していることから話を持ちかけたところ譲受人が承諾されて譲ることになったということです。

次に、譲受人のお話ですけど、譲受人は、——を広くされておられまして、地元からも信頼が厚く、資料の45ページの事業計画書にあるように、多くの重機や資材を保有されておられます。そんな関係で既存の資材置場が手狭になったといったところにたまたま譲受人から話があつ

て、隣接していることから用地を取得することにしたそうです。

それから、次にこの案件に係る農地法の許可基準についてですが、資料の４１ページのあるように、農地区分第２種農地で、出張所から５００ｍ以上離れておって、なおかつ生産力も低いということを見まして、いずれの法令にも該当しない農地であると判断します。

皆様の御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、２番、承認いたします。

続きまして、３番、地元委員さん、説明をお願いします。

○３番 ３番、中山です。議案第１５号の３は、牟礼の農地を資材置場に転用するという所有権移転の申請となります。

現地確認を３月８日に事務局２名と石川小委員長とともに行いました。また、ヒアリングを譲渡人に行いましたので、御報告いたします。

資料は４７ページから御覧ください。

現地なんですけれども、————から牟礼へ抜ける————沿いにある農地になります。農地の現況なんですけれども、畑地になってまして、耕作自体はされておられません。こちらの農地なんですけれども、３年前の農地パトロールのときから資材置場となっていて、毎年無断転用の疑いありということで事務局に報告を上げておりました。先方からは転用ではないということで回答がありました。昨年、いよいよ建物も建ったので明らかに無断転用であるというふうに推進委員と一緒に報告を上げました。このたび現地確認に行ったところ、事務局の指導もあってか、建物と資材が片づけられておりました。その後、譲渡人と話をして、今までの経緯と違反について注意を行いました。譲渡人いわく、この農地を相続して以来非常に困っていて、数年前より資材置場として利用していた事実はそのとおりで大変申し訳ございませんでしたということをお話されてました。

地元委員といたしましては、建築物と資材の撤去等から反省の姿勢も見られ、周囲の農地への影響も認められず転用許可してもよいのではと考えております。

以上、説明となります。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番の石田でございます。15号の4について御説明させていただきます。

参考資料53ページを見ていただければと思います。

これちょっと図面が、本来転用されたところが黒く塗り潰してあるんですけど、道まで塗り潰してしまてってちょっとどこかよく分からないような状況になってるんで、後、事務局が訂正しておいていただけたらと思うんですけど。どこかといいますと、右田中学校から——のほうに向かってまっすぐ行く道の途中で——の近く、道沿いの田んぼになります。

ここの田んぼを所有者が——なんですけど、——が譲り受け、建売住宅を同じ4軒ほど建てようとするものです。

現地確認、先ほどと同じ10日に事務局と行きました。この辺もどんどん転用が進んでるんですけど、本来であれば、この辺で思うのが毎年梅雨末期の大雨のときに排水の計画がうまくできてなくて、水路があふれて大変なことにこの辺なるんですけど、その都度どうにかしてくれと言われるんですけど、これだけ無秩序に開発が進むとそりゃこうなって当然じゃないと思う次第であります。しかしながら、現行の法律ではどうしようもないのかなと地元委員としてもちょっと悔しく思っているところです。

今回も駆け込み事業ということなんですけど、周辺同意も取れているということで致し方ないのかなと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

今回は最後の駆け込み需要状態ということなんですけど、これ、例えばこの53ページなんかは、これ残ったところは今後どうなるんでしょうね。

○12番 12番の石田です。市の当局にも、これの議会に出ておりますので、その転用できなくなるという説明のときに3回同じ委員がその懸念を私も含め言いましたけど、考えますと、部局横断的に考えますというようなその場限りの回答ぐらいしか得られてないのが現状です。やっぱり市当局としても、本来であれば、これは国の法律によるものなんですけど、こうやって状況も変わればそれなりに時代に対処するようにそのソフト面で草刈り機を使ってもらえる仕事をつくるとかいろんなやり方があると思うんで、公社へ頼むのも一つですし、考えんにゃいけないと思うんですけど、あんまり真剣には考えておられないと受け止めております。

○藤井会長 これ、このまま行くと耕作放棄地化するおそれが十分にあるわけですし、最悪の場合、これ太陽光にまたなってしまう可能性もあるような感じなので、何か知恵を絞らなくちゃいけないなというふうには思いますので、また何か御意見がありましたら一緒に考えていただければという

ふうに思います。

ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ。

- 13番 私も案件がありますので、回ってみて農家の方から伺ったんですが、やはりこの駆け込み事業、これに間に合わなかった方とか全然これを知らなかったという方が結構多いように感じました。この対処というのが本当どうなるのかしらと私も思いましたけど、何か農家住宅とかそういうのだったら許可されるわけですね。高齢者も結構多いので、これは何とか国のほうでも対応していただかないとちょっと困るんじゃないかなと思いました。

- 藤井会長 ありがとうございます。ぜひ、そういう思いは農業委員会としても共有してこれからいろいろ当たっていきたいと思いますので、また御意見がありましたらお伺いしたいと思います。
ほかに御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 それじゃ、御意見がないようですので、採決に入ります。承認される方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

- 12番 12番の石田でございます。本案件なんですけど、先ほどの中学校から——のほうに向かっていく道の少し中学校側、——の向かい側にある農地を——所有の農地を同じく——が取得し、4軒ほど建売住宅を建てようとするものでございます。

現地確認行きました。ここも周りが家だらけになってるところで、排水はここは下水が来てるんで下水につなぐ計画になっております。ここも駆け込み事業のところですよ。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

- 藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

- 12番 12番、石田でございます。本案件ですが、先ほどの右田の——の近くの——から——のほうに向かっていく——の下をくぐってすぐのところの田んぼでございます。

同じく10日の日に事務局と一緒に現地確認に行っております。

本案件なんですけど、会長、ここは隣ですか、——の仕事で刈りに来られてきてくださったことあると思うんですけど、真四角の田んぼの中の一角をこうやって潰されると、本当にもう何も使い道なくなるなと思っております。将来、この辺、運動公園造ってほしいなという声が多かったんで、地元の持ち主さんにはたまに聞いてたりしてたんですけど、これでちょっとここはなくなつたかなと思っております。ちょっと地元委員としても残念に思っております。

本来であれば、こういうのって土地交換してもらおうとか、もうどうしようもないんであれば作れる方に譲ってほしかったなと、ますます百姓やりにくくなるなと、地元委員としては残念に思ってる次第です。ただ、致し方ないかなとも思います。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7、8、一括で上程します。地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、高井、大崎地区担当の熊安です。

議案15号の7は、譲渡人、Aさんとしまして——。それとBさん——の田を不動産が譲り受け、建売住宅を建てるために所有権の移転をしたいという申請です。

現地確認を3月11日午前9時に事務局お二人と私の3人で現地確認をし、ヒアリングは次の日の3月12日に——の譲渡人の方とは連絡が取れなかったので、行政書士さんにお話を伺いました。もう一方、隣接している——の方とは連絡が取れましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、71ページにありますように、申請地は第2種農地で、集団農地面積0.37haで、防府市役所右田出張所から330mのところにあります。図——がAさん——と——がBさん——の土地で、——の方はお若いのにどうしてかなと思って不思議に思っていたら、全然今まで二、三十年農業をしたことはありませんということです。これから先も管理ができないので、隣接しているAさん——が手放されるので一緒にとのことでした。

譲受人の不動産株式会社さんは、この地に12棟の建売住宅を建設される予定です。ここは、上下水道もありますし、周辺の農地など営農条件への支障ありません。

しかし、私いつもここを通ってるんですが、ほとんど毎日この道を通るんですが、この道は結構狭くて、4m幅があれば住宅を建てられるというふうに伺ってますが、結構向かい側から車が来ると角っこで待つとかないけないような状態のところなんです。こういうところにこんなたくさんの方の住宅ができて大丈夫かなと私は今ちょっと不思議に思います。疑問に思っております。で

も、こういうふうにされる状態ですので、皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

- 藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、8番、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

- 12番 12番、石田でございます。9番について説明をさせていただきます。

現地ですが、右田の———のどこから———に向かっていく道の途中にバイパスの下を通る、2号線の下を通るんですけど、———のほうから行くとそれくぐってすぐ左に曲がったところになります。

ほかの案件と同じく10日の木曜日に事務局と一緒に現地確認に行っております。ここの———と———所有の農地を———が取得し、建売住宅を6軒ほど建てようとするものです。

現地見に行ったところ、現在、文化財の発掘調査が行われておりました。ちょっと、これ、土地改良区とかその辺はそちらから説明してもらえますか、ごめんなさい。現地見たところ、駆け込み事業なんですけど、特に大きな問題はないかなと思っております。あと、ちょっと合併浄化槽になっておりますので、事務局のほうから改良区の同意等説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 藤井会長 では、事務局、説明してください。

- 事務局 事務局からです。皆さんにお配りしている正誤表の88ページになります。

- 12番 ごめんなさい。お手元に、机の上にある正誤表の下から3番目、88ページ、これで改良区への同意は取れております。

以上です。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

- 藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、承認いたします。

続きまして、10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、高井、大崎地区担当の熊安です。議案第15号の10は、譲渡人、——の畑を不動産が譲り受けて建売住宅2階建て1棟を建てるために所有権の移転をしたいという申請です。

現地確認を3月11日9時30分、事務局のお二人と私の3人で行いました。ヒアリングは、12日10時に電話で御本人とお話ししました。

89ページを御覧ください。

譲渡人のお友達が畑作りをしておられましたがやめられたため、譲受人の不動産屋さんに渡したいとのことです。ここは、独立した畑のため農地への支障はありません。

94ページの被害防除計画書を御覧ください。

ここは下水道が通っていませんので、合併浄化槽になります。水利組合など水利関係者への説明もされてるということです。

皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、承認いたします。

続きまして、11番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番の石田です。15号の11、参考資料の95ページを御覧頂ければと思います。

現地は、右田、本橋渡ってから徳地のほうに向かってきていただいて、市内のほうから来れば新幹線をくぐってすぐ新幹線の側道みたいになってるところを—曲がっていただいて、——のほうに向かって、———のところをもうちょっと先に進んだ、———に行ったところにございます。

全部駆け込みと言いましたが、これ違ってました。申し訳ございません。

本案件なんですけど、———の所有の農地を———が取得され資材置場にされるものなんですけど、10日の日に現地確認行ったところ、もう既に全部埋め立てられていて草ぼうぼうの状態でした。

97ページ御覧頂くとよく分かると思うんですけど、この黄色い部分は雑種地になってます。そのほんの一部分が農地があったみたいで、もともと農地というのを御存じなかったとのことでした。ここの部分をもう埋め立てられてかさ上げされて、フェンスもばっちり囲ってあるんですけど、そこで雑種地になって草ぼうぼうになってるんですけど。このたび———が取得して———という電気関係のお仕事なさってるんですけど、資材置場にしようということで、調べる中でここが農地になってたということで申請がなされたところにございます。始末書のほうも出ております。地元委員としては、特に、始末書が出ているということで問題ないかなと思ってます。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番、承認いたします。

続きまして、議案第16号、第17号、一括上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案集の6ページに内容を記載しておりますので、御覧ください。

議案第16号につきましては、令和4年3月26日公告の利用権設定予定の利用権設定申請が5件提出されております。農地の集積面積は1万1,872㎡でございます。内容といたしまして、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が1件、所有権移転が2件、新規4件、更新1件となっております。計画の内容は、議案に記載したとおりでございます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第17号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案集7ページに記載しておりますので、御覧ください。

議案第17号につきましては、県で公告予定の利用権設定が2県になります。内容としまして、議案第17号の番号1から2につきましては、前号の議案第16号の番号2から3について公社から貸付けを行うものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○12番 たびたびすいません、12番の石田ですけど、これ16号のほうの4と5なんですけど、市役所の農林水産振興課のほうで嘱託登記をしてもらった案件なんですけど、引き受けられたお二方ともちょっと譲渡人のほうがもう農業できないということで引き受けられたんですけど、地元で、できれば、もともとたくさんある程度2町以上は作られてたんで、お二方とも、担い手になってもらって、担い手であれば嘱託登記もやってもらえるんで、こういう話がやっぱりどんどん増えてきてるんで、登記費用もまともに払いよったら大変なことになるんでということで、ぜひ市役所で使ってくださいというのをお伝えして使ってもらいました。すごい喜んでおられました。やっぱ

り皆さんの地元でたくさん頑張ってやる気ある方いらっしゃったら担い手になってもらって、こういうのをどんどん利用していただいたらいいんじゃないかなと思ってますので、よろしくお願いいたします。御紹介です。

○藤井会長 これ、現時点の担い手というのは、いまだに認定農業者だけなんですかいね。人・農地プランぐらいに登録されとったら担い手の資格があるというふうにはまだなってないんでしょうね。お二方とも認定農業者でしょう、恐らく。

○12番 これは認定農業者取ってもらってます。

○藤井会長 ですよ。

○12番 これは、いろんな企業とかが、補助金のこととかも、機械買うときの、そういうのもよくお尋ねられるんで、お二方とも、ぜひ、やっぱりそれを持ってないと乗れないから。

○藤井会長 今恐らく、その代行してくれるのは認定農業者、いまだにだけだと思うんで、ぜひなっ
ていただきたいし、市のほうももう少し解釈を広げて担い手の任務というか資格を拡大してもらえ
るようにはお願いしていかなくちなというふうに思います。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。大道の方———に関して何か御意見があったら
お聞きしますが、ありませんか。特によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第16号、第17号、承認いたし
ます。

続きまして、議案第18号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 では、御説明いたします。

議案書は8ページ、資料は101ページからとなります。

議案第18号は、非農地判定についてですけれども、今回提出された件数は1件で、対象の地区
は江泊と牟礼になっております。全部で46筆について掲示をされております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。資料は、101ページからですが、1月26日に——周辺をぐりと見て歩
きました。それから、2月25日は——、——の山側を見て歩きました。それについて報告をいたし
ます。

多分、筆数はたくさんありますが、1件ずつ説明してもしょうがないんで、103ページから写
真がずっと並んでますが、——については竹がすごく広がってます。どんどん、毎年竹広がる

なとは思ってたんですが、竹がどんどん広がってほとんど竹林というような形になってます。ただ、103ページについてはちょっと雑木がありますが、ここも写真の撮りようによっては竹がやっぱりたくさんありました。大変竹が伸びてきてますんで、竹切ってしまえば農地に戻るかも分かりませんが、これを切って農地に戻すというのは大変な作業ですし、特に——周辺ですから傾斜地です。昔の人はここへよく造りよったなというような石垣がずっと造られてますんで、多分農地だったんだろうと思われるような状況になってます。なかなか奥のほうまでもう行けないというような状況になってます。入り口近くは竹がたくさん出てきたんで、中にはちょっと竹を切ってタケノコが取りやすくしてあるようなところもありましたが、ほとんど竹林ということです。

それから、牟礼のほうですが、これは120ページぐらいからです。こちら竹はたくさん持ってきてたんですが、こっちのほうは雑木も多かったです。いずれにせよなかなか奥までは近づけないというような状況でした。123ページにはちゃんと石垣が写ってますが、石垣があるんで多分昔は水田だったんじゃないかと思います。ここにも竹がたくさん出てます。ちょうど竹の影に私入ってますが、竹の大きさもこんな大っきな竹になってますんで、偶然この写真が撮られてましたが、竹の大きさもこれで理解していただけるんじゃないかと思います。

それから、その次の124、125については、ここは少し竹が切ってあるんですが、これはあくまでもタケノコを取るためにということのようです。だから、竹林としての管理がされてるという形になってます。

127ページあたりになると、もう木が倒れてて奥までなかなか近づけないという状況で、道は獣道みたいなんがあるんでそれをたどっていくと、なかなか獣は何とか登っていきますが、人間では行かれないような状況になってまして、もともとあっただろうと思われるような道は途中でほとんど途切れています。そういう状況です。

今回見て歩いたところについては、非農地という判定でやむを得ないかなと思いましたんで、報告をいたします。

以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認頂ける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、18号、承認いたします。

今回担当の委員さん、ありがとうございます。引き続き、大変でしょうけどもよろしくお願い

いたします。

また、今、公社のドローンを使ってこれに利用するという話もあるようではございますけれども、ぜひ使えるものは使って有効に調査が進められるということなら喜ばしいことだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

議案は、以上でございます。

報告事項が１７号から２３号までございます。目を通していただいて、御意見があればお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。何かございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　それじゃ、御意見がないようですので、以上で議案審議を閉じたいというふうに思います。

午後３時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 3月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員